

令和8年度第1回東京都台東区公契約審議会 議事概要

開催概要

日 時:令和8年7月 28 日(火)午前 10 時 30 分から

場 所:台東区役所 10 階 1003 会議室

出席者:【委 員】

- 学識経験者 ①(早稲田大学法学学術院准教授) ※会長
- 学識経験者 ②(東京都社会保険労務士会) ※職務代理者
- 労働者団体代表③(全建総連東京都連台東地区協議会東京土建一般労働組合台東支部)
- 労働者団体代表④(連合東京東部ブロック地域協議会台東地区協議会)
- 事業者団体代表⑤(台東建設防災協力会)
- 事業者団体代表⑥(台東土木防災協力会)
- 【事務局】総務部長、事務局、経理課職員3名

会議の公開:公開(傍聴可)

傍 聴 者:6名

次 第:

1. 開会
2. 台東区長から東京都台東区公契約審議会への諮問について
3. 議題
 - ・審議会スケジュール
 - ・台東区における主な取り組みについて
 - ・台東区を取り巻く地域経済事情について
 - ・公契約条例の報告事項について
 - ・工事又は製造の請負契約における労働報酬下限額について
 - ・委託の労働報酬下限額について
4. 閉会

議事内容

1. 開会・挨拶

総務部長より挨拶があり、昨年度の審議会の成果と公契約条例の重要性について述べられた。また、全国的に賃金が上昇傾向にあり、東京都の最低賃金が昨年 63 円引き上げられ、1,226 円になったこと、建設業界では東京都における公共工事設計労務単価が全職種平均で約 3.3%引き上げられたことについても言及された。一方、円安などによる物価上昇が続いており、今後の動向に注視が必要であるとの認識が示された。

2.委員の自己紹介

今年度より新たな委員を迎えたことと新任に伴い、委員の自己紹介が行われた。

3. 会長及び職務代理者の選出

新任期に伴い、会長及び職務代理者の選出が行われた。労働者団体代表③が、学識経験者①を会長に推薦し、委員全員の賛成で決定した。職務代理者については、会長になった学識経験者①が学識経験者②を指名し、決定した。

4. 区長からの諮問

総務部長から区長名での諮問書が読み上げられ、会長に手渡された。この諮問内容である令和9年度の本区における労働報酬下限額について、以降の議事が進められることとなった。

5. 審議会スケジュール

今年度は全3回の審議会を開催予定

- 第1回: 公契約条例の取り組み・課題報告、工事の労働報酬下限額審議
- 第2回: 委託の労働報酬下限額審議(予算編成との兼ね合いから仮決定)
- 第3回: 正式な答申決定と次年度に向けた課題整理

6. 台東区における主な取り組みについて

昨年度の第3回審議会以降に実施した公契約条例に関する取り組みについて、事務局より報告

① 事業所掲示用周知ポスターの作成及び配布

- 委託用と工事用のポスターを作成し特定事業者に配布
- 事業所内の目立つ位置に掲示するよう特定事業者に依頼
- 特定労働者自身の賃金が労働報酬下限額を下回っていないか可視化できるよう工夫

② 特定労働者用申し出フォームの作成

- 特定労働者の賃金が下限額を下回る場合の申し出方法として、従来の電話やメール等に加え、専用の申し出フォームを新規開設
- より特定労働者が申し出しやすい環境を整備

③ 特定事業者及び特定労働者向けアンケート及び回答用フォームの準備

- 昨年の審議会でもアンケート実施の要望をいただいている
- 事務局において現在、質問内容等を精査中
- 準備が整い次第、順次アンケートを実施する予定

④ インフレスライド条項および単品スライド条項の適用

- 昨年度の審議会でも官公需の価格転嫁について意見をいただいている
- インフレスライド条項に加え、中東情勢を鑑み「単品スライド条項」を新たに適用
- 特定の資材価格の急激な高騰に対応する措置として、契約金額を適正な水準へ変更
- 事業者が安心して工事を継続できる環境を整備

労働者団体代表③

- ポスターについては、現場で働く作業員にも掲示していただきたい
- アンケートについては、以下の事項を設問に盛り込むよう要望
 - 労働者が公契約条例を知っているか
 - 下限額を下回った場合に申し入れができることを知っているか
 - 申し入れにより不利益が生じないことを知っているか
 - 下回った場合の救済措置があることを知っているか
- アンケート配布方法として、現在検討中の2次元コードを活用した方法に加え、名刺型カードの2次元コードから簡単に飛べるようにすることを提案

事務局より、以下のとおり回答

- ご意見を踏まえ、設問内容については検討していく予定
- アンケート配布方法については、回答率が上がるよう、1枚の紙に2次元コードを設置し、事業者に配布していただき、2次元コードを読み取ると回答フォームに飛ぶような形での実施を想定している

事業者団体代表⑥

- 現場で働く作業員のスマートフォン所有率は高く、2次元コードからのアンケートは有効だと考える
- ポスター貼付について、土木工事(特に道路工事)においては、工事現場を移動するため、工事看板への貼付を検討している

事業者団体代表⑤

- 建築改修工事では看板に設置できないため、現場にラミネートで貼付する方法を検討している
- 事業所へのポスター掲示については必要であると考え
- 2次元コードのスマートフォン活用については有効な方法だと考える

労働者団体代表③

- 一次受けの会社では回収ができる可能性があるが、下請け企業への配布・回収については不確実性がある。事業者団体代表のご意見を伺いたい

事業者団体代表⑥より、以下のとおり回答

- 土木工事(特に道路工事)では孫請けまでが一般的であり、作業員数も少ない
- 元請けで施工管理をしている現場代理人はほとんど全作業員と口を聞ける環境にある
- ほぼ固定メンバーで来ており、工種が変わるまでの期間にアンケート配布が可能と考える

事業者団体代表⑤より、以下のとおり回答

- 学校建設のような大規模工事では、孫請けどころではなくなり、配布が困難な可能性がある

7. 台東区を取り巻く地域経済事情について

各委員から現状と課題について詳細な報告があった。

学識経験者②

- 台東区は観光地として日本人のみならず外国人観光者も多く訪れている。2025 年は約 9 兆円のお金が使われており、(日本は)観光立国となっている。
- 最近寄せられる相談として、ハラスメント関係と人手不足が顕著である
- 提案として、以下が述べられた
 - 入国税のような税制導入により、人手不足対策に資金を充てることの検討
 - ビザ取得が厳しくなっており、外国人労働者が減少していく状況への対応
 - 求職媒体による多額の広告費が人手不足を招いている懸念
 - ハローワークを一層便利にし、就職あっせん会社に対する規制をする

労働者団体代表③

- 台東区は観光都市であり、同時に住宅・店舗が密集する地域で、多くの中小零細事業者が地域の建物やインフラを支えている
- 観光需要の回復と建物改修等により一定の仕事量はあるが、経営状況は非常に厳しい状況に置かれている
- 大きな要因として、物価高騰・資材高騰がある
- また、資材が上がるだけならまだしも、資材が入荷せず、仕事が止まってしまう状況も一時期あり、台東区の建設労働者から仕事がない旨の相談が続いていた
- 一方、台東区は都心部であり、住宅費など生活コストが高い
- 公契約条例は相場を作るものではないが、定めたことをしっかり実行することが重要
- 若い世代の入職促進のため、この業界で頑張っていけると思えるようにすることが重要

労働者団体代表④

- 委託業務の観点から、大きな課題として人手不足が数年続いている。経験者確保が困難。
- 価格転嫁が困難な中で、区民へのサービス低下を避けるため、人件費をきちんと確保する必要がある
- 従業員の高齢化が進んでいる。
- 外食等の労務費が価格転嫁で上がっている中で、同水準の労務費を払うのが難しい
- 給食や施設管理は食中毒やプール管理等の重大な事故を避けることが重要であり、適正な人材確保が必要
- 熱中症対策も毎年の課題であり、対策が必要

事業者団体代表⑤

- 戦争が続いており、ホルムズ海峡の封鎖等の懸念がある
- 物価上昇のアップ率が異常で、数年前は2～3年で1～3%のレベルだったが、現在は3～4ヶ月で10～20%、場合によっては50%の上昇がある(ナフサ関連)
- 建築は見積もり後、3～4ヶ月後に施工となるため、見積もり時と施工時での金額乖離が生じる
- 工夫して予算をつけるか、台東区のような行政によるスライド制度により対応している
- 公共工事の場合は価格転嫁対応がなされるが、民間工事では追いつかない
- 人員不足は業界として慢性的な状況である
- 朗報として、アメリカでのIT関連リストラにより、建設等の肉体労働に人が流れ始めている兆候がある
- AIの登場により業種転換が起きており、建設等の体を動かす作業に人が流れる可能性がある
- 子どもの数が少ないため、日本人だけでは対応できず、海外の労働者との協働が必要になってくる

事業者団体代表⑥

- 現場労働者と監督者の高齢化が進行。若年層の新規入職が少ない
- 高齢化・人手不足・酷暑の悪条件では、良い道路を作ることが困難なため、対策が必要
- 公共事業の現場監督は資格要件があるため、資格取得者や資格取得希望の意欲のある若者の採用に注力
- 建設土木業界全体が世代交代の段階に入っており、抜本的な体制の転換が必要と認識
- リクルート会社からの紹介料は高額で、その後のフォローも期待できないという問題がある
- 一時的に高い人件費を払ってでも、人材を確保し、将来につなげたいと考えている

8. 公契約条例の運用状況について

① 労働環境確認報告書の提出状況

- 現在の適用契約
 - 工事請負契約:13 件
 - 委託業務契約:102 件
 - 指定管理協定:16 件
 - 計:131 件
- 提出状況
 - 委託業務契約:全契約において提出済み、内容も適正
 - 指定管理協定:全契約において提出済み、内容も適正
 - 工事請負契約:契約締結から1ヶ月を経過していない案件があるため、現在提出待ちの状況
- 労働者からの申し出
 - 現時点でなし

② 特別区における公契約条例の動向

- 令和8年度より、豊島区、大田区、荒川区、港区の4区において、公契約条例を新たに施行
- これにより、賃金台帳型の公契約条例を制定している特別区は 18 区となった

労働者団体代表③からの意見

- 労働者からの申し出が 0 件であることについては、本来すばらしいことである
- ただし、他区の状況から、現場でアンケートを取ると必ずしも 0 件ではないという事例がある
- 労働者と事業者の両者における条例の周知・理解度がまだ十分でないと考えられる
- 特に労働者は、自身の賃金が下限額を上回っているかを自主点検することが難しい
 - 月給者の場合や賞与が絡む場合は判断が難しい
 - 現場での勤務期間により実態が異なる
- 申し出フォームは工夫されているが、実際に労働者が使用するには心理的ハードルが高い懸念がある
- 今後の検討事項として、以下が提案された
 - アンケートの窓口を労働組合にするなど、ハードルを下げする方法
 - 社労士会等の協力を得ながら、労働条件審査等の一環として、事業所の台帳チェックを行う
 - 実態把握のため、スポット的なサンプル調査の実施
- 実態の把握が重要であり、アンケート等を通じて進めていく必要がある

9. 工事又は製造の請負契約における労働報酬下限額について

① 熟練工の労働報酬下限額

- 他区の状況：条例制定区 15 区中 14 区が 90%を採用
- 事務局案：令和9年度の公共工事設計労務単価の 90%（現行と同様）
- 審議の結果、事務局案の 90%で仮決定

② 未熟練工の労働報酬下限額

- 他区の状況：未熟練工の設定は、13区。そのうち 11区が軽作業員の70%を採用
- 事務局案：令和9年度の公共工事設計労務単価の軽作業員の労働報酬下限額を準用
- 提案理由：各職種の未熟練工が、軽作業員以下の仕事をしているということは現実的になく、少なくとも軽作業員の労働報酬下限額を準用することが望ましい
- 労働者団体代表③より、昨年度の 75%から90%に引き上げたことについては評価するが、今後は未熟練工について、軽作業員ではなく普通作業員として議論することを検討課題として提案。
- 会長より、次年度以降、未熟練工のあり方を考える 1 つの材料としたいと述べられた。
- 審議の結果、事務局案の軽作業員の労働報酬下限額を準用することで仮決定

10. 委託の労働報酬下限額について

- 事務局より、以下のとおり説明
 - 現在の下限額は1501円(15区中5番目の水準)
 - 昨年度と同様、会計年度任用職員の給与及び東京都の最低賃金、その他様々な指標も参考に、総合的に勘案して設定することを提案
- 労働者団体代表④より、以下3点について提案
 - 業務委託契約、指定管理協定の職種別労働報酬下限額の設定について
 - 複数年契約における価格変動への対応について
 - 労働法の遵守及び適正な労働条件、労働環境の確保について
- 事務局より、上記3点について回答
 - 警備員や清掃員等について職種別に金額を変えることになると、区としてその差額の算定や説明が難しく、また導入事例も細かく設定されているのは千代田区のみと限定的なため、現時点において導入は考えていない。
 - 本区では基本的に複数年契約はリース業務のみであるため価格変動の対応はしていない。指定管理協定については長期間の基本協定を結んでいるが、毎年度、人件費などについて指定管理料の見直しを行っている
 - モニタリング調査等については、アンケート結果を踏まえた上で検討する
- 会長より、委託の労働報酬下限額について以下の所見が述べられた。
 - 他区の状況はあくまで参考情報であり、足して2で割って基準を出すような説明のつかない方法は取りたくないこと
 - 今年度についても、事務局や委員の皆様との議論を通じ、説明の根拠を求めながら金額決定をすること
- また、会長より、国の動向及び今年度の基本的な方針等について述べられた。

1) 国の政策動向について

- 中央最低賃金審議会の資料から、消費者物価指数(昨年7月から今年6月)は2.4%上昇
- 中東情勢が不安定であり、2.4%に収まっていない可能性があること
- この問題は委託の労働報酬下限額の検討において、官公需における価格転嫁の重要性を示しており、官公需全体で適正な価格転嫁をいかに考えるかという問題であること
- 適正な価格転嫁ですべてをカバーできるわけではなく、スライド条項等の総合的な対応が必要であるが、一つの重要な指針になることは間違いないと思うこと

2) 政府の方針(骨太の方針)について

- 2030年代前半のできる限り早期に全国平均最低賃金1,500円を達成する方針であること
- 賃上げに向けた中小企業等の活力向上ワーキンググループが開催され、この中で、官公需における価格転嫁適正化加速化プランが出されたこと
- 地方公共団体は、発注にあたって作成する予定価格の中に、需給状況、原材料費、人件費などの実勢価格を反映させること。複数年の契約発注においても、期中の価格変動を適

切に反映すること等が示され、骨太の方針の中に今回明確に取り込まれた形になっていること

3) 今年度の基本的な方針

□客観的な指標を重視し、こうした地方公共団体に対する価格転嫁のトレンドを踏まえた提案を私自身、審議会の中でしていきたいので、皆様にもご協力をいただきたい